

こども青少年局が抱える主な経営課題とその解決策について

佐藤 充子

1. はじめに

こども青少年局は、次代の大阪を担うこども及び青少年に係る施策の推進を総合的に所管し、市政運営の基本方針でもある現役世代への重点投資として、幼児教育の無償化、待機児童対策といった市政の重要政策を担い、かつ、児童虐待やこどもの貧困など社会的要請の高い課題解決を使命とする局である。これらの施策はいずれも、重要な市民サービスであるとともに、人への投資、未来への投資として将来の社会発展に大きく寄与するとの認識の下、以下に考えを述べていく。

2. 保育サービスの充実（待機児童の解消・継続と質の向上）

大阪市は、平成30年4月までに待機児童の解消（厚労省定義の待機児童より広い「保育所入所保留児童」の解消を指す）をめざしており、市長をリーダーとする特別対策チームが「やれることは全てやる」姿勢で取り組んでいる。

また、市内では子育て層の都心回帰傾向が続いていることや、22～44歳の女性就業率の上昇傾向（府内 H23:63.1%→H28:69.4%）などから、当分の間、保育需要は伸び続けることを前提に、一時的な待機児童解消だけでなく、解消された状況を継続していくための取り組みが必要と考える。保育需要への対応はコストを伴うが、保育所確保により女性の就業率が上がれば、女性の活躍促進と人口減少時代における経済成長が期待できる。

上記の認識に立って、喫緊の課題と対応策について述べていく。

（1）保育所等の整備

送迎バス事業、庁舎や市有財産の活用など、新たな取り組みを進めているが、引き続き必要なエリアに必要な入所枠が整備できるよう、例えば事業者が大規模マンションへの保育所設置をしやすいするための制度構築など、様々な手法を工夫して取り組む。

（2）保育人材の確保

保育士不足への対応策として各種制度を実施中であるが、検証により効果の見込まれる制度の拡大や、新たな国制度等も活用し、今後は離職防止策も含めた施策展開が必要。

（3）小規模保育事業卒園児（3歳以上児）の受け入れ先確保

32年度以降必須要件となる連携先確保が進んでいない（28年度末：28%）。具体策として、①幼稚園の活用（認定こども園化のほか、国が表明した幼稚園の2歳児

受け入れも選択肢)、②連携受け入れの障壁となっている代替保育機能を確保、③小規模保育所の継続利用(前提整理のうえ)などが挙げられる。

(4) 安心安全な保育所運営の確保

森友学園の常勤保育士不足、姫路市の認定こども園の不十分な給食、認可外保育所での1歳児死亡事故(検証部会提言あり)など、認可か認可外かを問わず、「量的拡大」をめざす今、保育所の安全性確保が大きな課題である。指導・監査体制の強化やマニュアル整備はもちろんのことだが、保育所ごとの安全性を見える化すれば、利用者が預け先を比較評価することで保育所側の意識変革も期待できると考える。

3. こどもの貧困対策

こどもの貧困対策は、これまでその課題の大きさゆえに全市をあげて取り組むには至ってこなかった。今般、推進本部会議のもと、子どもの生活に関する実態調査(28年度)がなされ、市内家庭の相対的貧困率が15.2%(国の子どもの貧困率は13.9%:2015年)と困窮度が特に高く、6人に1人が相対的貧困に陥っている厳しい実態や様々な課題が明確になった。

とりわけ喫緊の課題は、ひとり親家庭の厳しい現状である。特に母子世帯は非正規雇用の割合が突出して高く、最も困窮度の高い層の53.3%が母子世帯(ふたり親3.4%)であることから、就業のための支援拡充やステップファミリーの支援など手厚い対策が急務である。

貧困の放置が実は社会的損失を招いていることに着目すべきで、自立した生活により財政収入を増やし生活保護などの財政支出も抑えられることから、貧困の連鎖を断ち切ることは、個人に対する福祉施策にとどまらず取り組むべき社会的命題である。教育と福祉が連携したサポートネットワークやフードバンクなど地域や民間企業とも連携し、できるところから進めつつ、貧困が一朝一夕に解決できない根深い問題だからこそ、長いスパンで取り組まなければならない。

4. 児童虐待対策と社会的養護の充実

平成22年に西区で発生した幼児置き去り死亡事件以降、24時間365日の通報に常時対応できる体制へと強化が図られたが、意識の高まりもあり、その後も相談件数は増え続け、28年度は、児童相談所が6020件(対前年比129%増)、区保健福祉センターが5342件(対前年比111.3%増)と、どちらもさらに件数が増加した。

28年の児童福祉法改正は児童虐待対策の更なる強化をめざすもので、課題の1つ目は、主に区役所の体制強化である。改正法は虐待発生時の迅速・的確な対応のため、

児童相談所の専門職配置（児童心理士・医師等）とともに、区役所に支援拠点整備を求めている。そのためには、人員体制の強化や職員の専門性確保など、難しい課題があるが、増え続ける虐待相談への対応充実といった方向性は合致しており、職員配置の工夫など検討を進めたい。

2つ目は、急がれる里親確保への対応策である。里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援が求められ、市の41年度委託率目標も現在実績を10%近く上回る24.3%とされたが、委託児童の問題の複雑化（虐待など）により委託が進まないケースも増加しており、まずは里親になりたい人を増やす取り組み（ターゲットを絞った広報など）に力を入れつつ里親に対する継続的・包括的な支援に取り組む。

5. まとめ

上記課題の解決には、市役所の内外に亘る関係各署や団体との連携が欠かせない。所属長に選ばれた際には、これらの連携調整にリーダーシップを発揮し、課題解決に繋げていく。

また、こども青少年局は、新たな制度構築や個別ケースへの緊急対応などにより常に繁忙であるが、個々の職員が誇りと高い使命感を持って業務に取り組んでいる職場である。

職員の頑張りに応えるためにも「働き方改革」が求められる中、適切なマネジメントを行い、局職員が健康で高いモチベーションを保ちつつ、局全体として、施策を必要とするこどもや家庭に必要な支援を届けられるよう、尽力したい。